

議案第 16 号

京丹後市文化芸術振興審議会条例の制定について

京丹後市文化芸術振興審議会条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京丹後市文化芸術振興条例第 4 条に規定する文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市文化芸術振興審議会を設置する。

(別記)

京丹後市文化芸術振興審議会条例

(設置)

第1条 京丹後市文化芸術振興条例(平成31年京丹後市条例第26号)第4条に規定する文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法(昭和23年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市における文化芸術の振興に関する基本施策及び文化芸術の振興に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化芸術に関する団体その他公共的団体等の推薦を受けた者

(2) 文化芸術に関して識見を有する者

(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に掲げる者のうち、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、当該身分の任期までとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第16号 京丹後市文化芸術振興審議会条例の制定について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
------------	----------------------------------	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 京丹後市文化芸術振興条例（平成31年京丹後市条例第26号。以下「条例」という。）第4条に規定する文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和23年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）													
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）													
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<<政策等の必要性>> 市は、条例第4条に基づき、文化芸術に関する施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進していく責務を有する。また、条例第3条には「施策の推進に当たっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする」と規定されている。このため、市文化芸術振興計画の策定並びに基本施策等に関する事項についての調査及び審議を行う機関として審議会を設置し、条例第1条に規定する「心豊かな市民生活の実現と文化の薫り高いまちづくり」を推進する必要がある。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 審議会の設置により、市民の意見を反映した施策の総合的かつ計画的な推進に資することができる。													
<<提案に至るまでの経緯>> R3.2.2 例規審査会 R3.2.17 教育委員会	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4;">28</td> <td style="background-color: #fff9c4;">芸術・文化を活かしたまちづくりの推進</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画名称</td> <td>京丹後市教育振興計画</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">策定年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画期間</td> <td>平成27年度～令和6年度</td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	28	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進	計画名称	京丹後市教育振興計画	策定年度	平成27年度	計画期間	平成27年度～令和6年度
総合計画 計画項目	28	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進												
計画名称	京丹後市教育振興計画													
策定年度	平成27年度													
計画期間	平成27年度～令和6年度													
<<政策等の実施時期>> 令和3年4月1日から施行する。	担当部局 教育委員会		担当課 生涯学習課		添付資料（有の場合は、その名称） 有 ・ 無									